

令和3年度 第2回さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会会議録

開催日時 令和3年11月24日(水) 午後3時00分～5時00分
開催場所 北図書館 イベントルーム
出席者 林弘樹委員長、宮本恭嗣副委員長、三島浩委員、三ツ口拓也委員、森山日登美委員
欠席者 なし
事務局 細田教育長、内山中央図書館長、高橋北図書館長・兼視聴覚ライブラリー館長
(事務担当) 大橋館長補佐、杉田館長補佐兼資料案内係長、富澤主査、高塚主任

公開・非公開の別 公開
非公開の理由 —
傍聴人の数 0人

- 次第
- 1 開 会
 - 2 任命書の交付
 - 3 教育長あいさつ
 - 4 議 事
 - (1) マルチメディアライブラリーの進捗について
 - (2) 視聴覚ライブラリー運営委員会検討課題について
 - (3) マルチメディアライブラリーの目的について
 - (4) マルチメディアライブラリーの事業について
 - (5) その他
 - 5 その他
 - 6 閉 会

【議事内容】

事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、北図書館課長補佐の大橋と申します。よろしく願いいたします。それでは配布資料の確認をさせていただきます。8点ございます。「次第」、「委員名簿」、「座席表」、「資料1 中央区役所周辺の公共施設再編事業 事業概要書」、「資料2 マルチメディアライブラリー諸室概算」、「資料3 視聴覚ライブラリー運営委員会検討課題について」、「資料4 MML 検討委員会の進め方私案」、「資料5 マルチメディアライブラリー構想骨子たたき台」、以上で8点となります。不足の方はいらっしゃいますか。

それでは次第の2でございますが、11月1日付で新たに委員をお願いする皆様へ、さいたま市教育委員会細田教育長より任命書の交付を行います。私がお名前をお呼びしますので、お立ちいただき、恐れ入りますがその場でお受け取りください。林弘樹様、三島浩様、三ツ口拓也様、宮本恭嗣様、森山日登美様。以上を持ちまして、任命書の交付を終了いたします。今期の運営委員の任期は、令和5年10月31日までの間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、細田教育長よりご挨拶を申し上げます。

教育長

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきましたさいたま市教育委員会教育長の細田眞由美でございます。

皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、視聴覚ライブラリー運営委員を快くお引き受けくださりまして、誠にありがとうございます。まずもって、皆様のご快諾に感謝申し上げます。

また、日頃より、生涯学習の推進や、図書館の運営にも多大なるご尽力をいただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、前任期の視聴覚ライブラリー運営委員会では、視聴覚ライブラリーそのものの在り方をご検討いただきました。6月の運営委員会で、市民のメディアリテラシー教育、地域映像資料の保管と作成、そしてコンテンツの有効な運用等を柱とした、マルチメディアライブラリーへの移行についてのご提言をいただきました。

これを受けまして、今後は、マルチメディアライブラリーの将来像や具体的な取り組みについてご検討いただきたいと考えております。

私自身も、マルチメディアライブラリーの定義といえますか、マルチメディアライブラリーとは、行政機関である私どもがどんな取り組みができるのかとか、どんな取り組みをしていくべきなのかとか、いつもマルチメディアライブラリーのことを考えるたびに、つらつらと何ができるんだろうとか、何を今していくべきなのか、もっと言えば、何が求められているのかなというのを、よく考えています。

そもそも図書館の、これまで長いこと担ってきた役割というのは、今も内山館長とも話をしたんですけれども、例えば図書館が運営する様々なイベントは、図書館本体に、老若男女問わずに親しんでもらうためのかけ橋であったりとか、そういう位置付けがずっと長いことあったと思います。

おはなし会にしてもそうだし、映画やドキュメンタリーみたいなものの上映にしてもそうですけれども、それを楽しんでいただいて、それに参加していただいて、そういう人たちが、本体である図書館に足を向けてもらうためのイベントだったりとかそういう存在であったりする側面が大きかったと思うんですね。

しかし、それを今度超えて、林監督がよく言うてくださってるように、まさに図書館を中心として、いろんな人々が集まってきて、自分のやりたいことをそこで具現化していくとか、そういう役割、もっともっとまちづくり、そこに生きて暮らして人生を送っている皆さんたちが、そこを拠点にして何かもっとこう、ワクワクするような何かが、見つけられればいいなあっていうような。そもそも図書館の考え方自身を転換していく時期に来てるんだなっていうのを痛感してるわけなんですね。

そこに、このマルチメディアライブラリーの具体化、私たちが求めていくものが、ある意味、形が見えてくるのかなって思っています。どんなふうな展開になるだろうと思って、ワクワク感があるところです。

今、私のど真ん中は、教育ですので、学んでいくことでワクワクする、大人も子どもも新しいことを知ったり、新しいチャレンジをすることによって、ワクワクすることが、これからすぐ求められているんだなっていうのが頭の中にあるので、皆さんたちとそういうものを求めていきたいというふうに思っています。

それで今回の運営委員の選出につきましては、皆様方のような、ある意味マルチメディアではありませんけれども、マルチな方々っていいですか、いろんな多彩な顔を持ってらっしゃる方に集まっていただきまして、ぜひ、それぞれの専門知識を生かして、私たちが、まだち

よっと漠然としてるんですけどもマルチメディアライブラリーの、具体化について、ぜひ活発な意見をいただけることを期待しております。

教育委員会といたしましても、マルチメディアライブラリーの推進をはじめ、他にも例えば図書館を含めた、生涯学習施設の推進について、これから本当に私たち教育委員会が非常に大きなウエイトといたしますか、すごく大事な分野だということで、取り組んでいかなきゃいけないんだなというふうに思っています。

実は長くなって大変恐縮なんですけれども、さいたま市は、0から14歳の転入超過が、6年連続なんです。コロナになってオンラインだったりすることが多いんですけども、全国の教育長会議とか都市教育長会議などで、それぞれの教育長が抱えている課題とか、取り組んでいかなきゃいけないタスクみたいなもののお話をすると、1,740市ある中で、子どもが増えて、そしてその子どもの教育について、例えば入れ物もそうだし、それから、そこに様々な付加価値をつけていかなきゃいけないっていう、前向きだといいますか、すごくクリエイティブで膨らんでいく、その課題を抱えている自治体は10市に余る。そのくらいの日本になってしまっているんですね。

多くの自治体が、人がいなくなる、まして子どもたちがどんどんいなくなる、学校を閉じなきゃいけない。もう公民館もいらない、図書館もいらないっていうような問題を抱えている中で、本当に10市に余る、若しくは、5市に余るくらいの自治体であるので。だからこそ、私たちに課せられてることとか求められてることがあるんだなというふうに思っております。

人生100年時代と、もう手垢が付いたくらいよく言われることなんですけれども、その中で、生涯学習や図書館や公民館や、そういったものを、そのまちづくりの真ん中に置いて、考えていかなきゃいけない自治体なんだなというふうに思っております。

皆様、大変なお仕事になってしまうかもしれませんが、ぜひお力を貸していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ここで教育長は公務のため、退席させていただきます。

今回は、任命後初めての会議ということでございますので、恐れ入りますが委員の皆様におひとりずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元の資料の委員名簿をご覧ください。それでは名簿順に林委員から順にお願いいたします。

(各委員、自己紹介)

事務局

ありがとうございました。続いて事務局職員からも自己紹介させていただきます。

(事務局、自己紹介)

事務局

次に、本日の出欠についてご報告させていただきます。

本日の出席委員は、全委員で、過半数を超えており、会議の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは次第に従いまして、委員長及び副委員長の選出にはいらさせていただきます。さいたま市視聴覚ライブラリー条例施行規則第4条第1項により「委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める」となっております。

どなたか、委員長、副委員長に立候補していただける方はいらっしゃいますでしょうか。

林委員

はい。

事務局

それでは、林委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしければ承認の拍手をお願いいたします。

(拍手)

事務局

副委員長に立候補していただける方はどなたかいらっしゃいますでしょうか。

立候補する方がいらっしゃらないようですので、事務局から副委員長案を示させていただきますようお願いいたします。

各委員

異議なし。

事務局

それでは事務局案を示させていただきます。副委員長として宮本委員を事務局案として示させていただきます。いかがでしょうか。よろしければご承認の拍手をお願いいたします。

(拍手)

事務局

ありがとうございます。副委員長は宮本委員をお願いいたします。

では、早速ではございますが、委員長、副委員長より一言ご挨拶をいただきたいと存じます。初めに、林委員長、お願いいたします。

林委員長

改めましてよろしくお願いいたします。色々、決めていかなければならない、そうしないところが動いていかないってこともあると思いますので、皆さんに大いに発言していただいて、そこで僕も、見ながらですね、何かアイデアをどんどん出していければなと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、宮本副委員長、お願いいたします。

宮本副委員長

はい。改めましてよろしくお願いいたします。僭越ながら副委員長を務めさせていただきます。

私の役割としては林委員長をサポートしながら、この委員会がですね、より活発な意見交換と、その先にあるマルチメディアライブラリーとは何なのかみたいところはですね、教育長からお話ありましたけれども、より具体化して行って、中央区役所の周辺の再編の方にですね、うまく溶け込んでいけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。中央図書館長は、公務のためここで退席させていただきます。

中央図書館長

ここで私は失礼させていただきますけれども、どうかよろしく願いいたします。

事務局

本来であれば、さいたま市立視聴覚ライブラリー条例施行規則第 5 条第 1 項により委員長が議長になることとなっておりますが、委員数が 5 名ということもありますので、議事の進行については、事務局の方で務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(各委員承認)

事務局

それでは、議長も含めて委員の皆さんにご自由に発言いただきたいと思います。

北図書館長

では、進行を務めさせていただきます。

事務局

初めに本委員会の公開の許可につきまして事務局からご説明申し上げます。

本委員会の会議の公開につきましては、さいたま市情報公開条例第 2 3 条により原則公開とさせていただきますが、法令等により公開されないとされている事項、個人情報に係る事項、人事管理に係る事項など、不開示情報に該当する事項について審議する場合は、理由を明らかにしたうえで、会議の全部または一部を非公開とすることができます。また、本委員会につきましては、会議録を作成するための録音を行わせていただきます。会議録につきましては、各区情報公開コーナーと市のホームページで公表する予定となっておりますので、予めご承知おきください。本日の会議の案件は不開示情報に該当しないため、公開とさせていただきます。

次に、傍聴の許可についてですが、本日は傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

事務局

いらっしゃいません。

北図書館長

それでは議事にはいらさせていただきます。議事(1)「マルチメディアライブラリーの進捗」について、宮本副委員長から説明をお願いします。

宮本副委員長

はい。お手元の資料、参考資料 1 のですね、「中央区役所周辺公共施設再編事業、事業概要書」と、A 4 横の資料になりますけれども、こちらでちょっとご説明させていただきます。

本来であればですね、マルチメディアライブラリーとは何なのかという定義とかですね、そこでどういった取り組みを行っていくべきなのかみたいな議論があつてからの箱物の考え方自体の順番に、本来であればなるべきところなんですけれども。実は与野本町駅、近くにありますが中央区役所、その周辺に公共施設が複数集積してる場所がございます。そこが、ほぼすべ

ての施設が今老朽化しておりまして、段階的に再整備再編していく計画が今、市の中で検討されています。それがお手元の資料でございます。

この中で、与野図書館、或いは下落合公民館という教育委員会が所管している、社会教育施設がございまして、こちらにも再編対象になっております。

このマルチメディアライブラリーを検討していくにあたって、やはりそれをその中でマルチメディアライブラリーってどういうものかみたいなことを議論していった先に、どこかの図書館とかです、それを具現化していかなきゃいけないという中で、ちょうどそのタイミングでこの公共施設再編が進んでるということで。この与野図書館で、そのマルチメディアライブラリーの具現化ができるんじゃないか、というところがございます。

その中で、今この再編事業がどんどん進んでる中で、スケジュール上、ちょっと鶏と卵が逆転するような話なんですけれども。まずここで、そのマルチメディアライブラリーがあり、与野図書館をマルチメディアライブラリー化するためのですね、いろんな市役所内部の調整を先行して進めなきゃいけないというところがございまして。そもそもマルチメディアライブラリーの話の前にここでそれを具現化してしまおうというところを市の中で押さえなきゃいけないというですね。ちょっとそういう課題がございまして、そのためちょっと順番を逆転して、この事業の話のちょっとご説明、進捗状況のご報告をさせていただけたらなと思っております。

この場所を現地をご存知の方、ご存知じゃない方もいらっしゃるかと思いますけれども、資料1のですね右下に、模式図、地図がございまして、現在とリニューアル後というふうに並べてるところの現在の方にありますように、複数の公共施設が集積している場所がございまして。この中で、与野図書館もその中に含まれてるんですけれども。

今、市の方ではですね、中央区役所及び与野図書館を核としながら、周辺の公共施設をですね、複合化していく方向で検討が進んでおります。今現在、その公共施設再編の基本方針の案を固めているところでございます。もうすぐ市議会が始まるんですけれども、その議会の中で方針案の報告が行われます。そのうちですね、市民の皆様に対して基本方針案を示してですね、パブリックコメントという形で、市民の皆さんからご意見を賜るっていう機会を受けまして、今年度中、2月か3月ぐらいにその基本方針案が策定されて、公表されるっていうような流れになっています。

その中でですね、一応市の方で様々、周辺の市民の方も含めたですね、ワークショップとか、或いは民間事業者の意向とかを確認した中で、その複合化の組み合わせの案をですね、一応示されてるっていう状況にはなっています。

この公共施設再編事業については、一応、公民連携で進めるっていうことが大きな市の方針としてございまして。どういう形かという、こういった複数の公共施設を複合化することによって、余剰地が生まれるわけですね。そうすることでその余剰地を、民間に開発していただくみたいなこととかですね、或いは公共施設の整備そのものも、民間に一部担っていただくとか、そういう形で、公民連携でまちづくりを進めていこうみたいな、大きな方針が出ております。

概略のスケジュールが、資料の方にありますけれども、少しこれは情報としては少し古い形になっておりまして、基本方針の再編方針の策定というところが2020年、中頃にかかっておりますけれども、これが概ね1年ぐらい今延びてるという形になっておりまして、2021年度の、今、この基本方針の策定が行われてるっていうところになっておりますので、概ねこのスケジュールは1年ぐらいは、ちょっと後ろにずれてるっていうのは、ご認識をしていただけたらなと思います。

その中で、今、基本方針の策定を進めてるところなんです、同時並行でですね、その後の基本計画の検討を今着手してるような状況になっておりまして、その基本計画が、来年度ですね、令和4年度中に一応策定するっていう方向で動いております。その中で概ねその複合化す

る公共施設の、配置とか、或いは規模だとか、中身、概ねの中身が、大体この基本計画で固められていくっていうような今ステージになっておりました。ちょうどそれが今同時並行で進んでるといふ形の中で、その与野図書館や、下落合公民館といったものをどういうふうにしていくのかっていうところを、概ねこの12月、1月ぐらいで教育委員会としての案を、その再編基本計画を作ってる、初回ですね、お出ししなきゃいけないという状況になっておりました。その中で、この委員会の中で、様々なご意見を踏まえた上で教育委員会の中で、それを取りまとめて、教育委員会の希望としては出さなきゃいけないみたいなことになっておりましたので、ちょっとタイトなスケジュールではあるんですけども、皆さんから様々なご意見を頂戴できればなというふうに思っております。

基本的には、大きなポイントとなってくるのは、マルチメディアライブラリーを見据えながら与野図書館及び下落合公民館という社会教育施設をですね、どういう形で再編していったらいいのか。もう少し端的に申し上げると、例えばその与野図書館と下落合公民館をそのまま複合化してしまうっていう考え方も一つあるかなと思っております。その概ねの方向性をですね、どういった形でそれが図書館と公民館を融合させるのか、或いは連携させるのかみたいなことを、含めてちょっとこの委員会の中で議論していただけたらなというふうに考えております。

で、複数の公共施設を再編する事業になるものですから、教育委員会、この委員会或いは教育委員会の中で取りまとめた意見がですね、そのまま採用されるかどうかは、ちょっとわからない部分ではあるんですけども、教育委員会として、この委員会として、望ましい形ってというのはこういう形ですっていうことを、この正味2ヶ月ぐらいの間でですね、固めて出していただけたらなというふうに思っておりますので、ぜひ様々なご意見を頂戴できたらなと思っております。

その中で、様々な公共施設、この中にあるんですけども、個人的には、図書館がやはりまちづくりの核になるんじゃないかと思っております。本当にさいたま市25館の図書館があるわけですけども、なかなかそのそれぞれの図書館が特徴づけられたですね、活動が十分できてないというような認識もあったりする中で、本当にこう、さいたま市ならではの、或いはこの与野図書館でしかできない、図書館像みたいなことを示すことができたらですね、それが結果的にその全体の公民連携のまちづくりに資する、或いは目玉となってですね、すばらしいまちづくりに繋がっていくんじゃないかなという期待感もあってですね、そういったような、非常に重要な位置付けになってくるというような、認識でちょっと皆さんにいろいろ考えていただけたらなというふうに思ってる次第でございます。

はい。私からの説明は以上です。

北図書館長

はい。ありがとうございます。

続きまして、資料2ですね、「マルチメディアライブラリー諸室概算」という資料について説明させていただきます。

これはですね、すでに進んでいます、中央区の再編計画の中で、建築基準法に照らして延床面積を算出しなくてはならないのですが、図書館部分については現在の与野図書館の面積の何割っていうふうに決められているんですが、マルチメディアライブラリーの部分について上乗せするとどのぐらいの面積が必要なのか、概算でいいので出して欲しいっていうふうに言われまして、中身が全く決まっていらないのに、出さなくてはならないことがありまして、先行して考えて出したものです。

下の段ですけどもマルチメディアライブラリーの専用機能と書いてあります。マルチメディアライブラリーがどのようになるか分かりませんが、市民の皆さんが自主的に活動し

ていただくプロジェクトを作っていただいて、それにいろんな方に参加していただくというような形を考えてみましたので、そのメインとなる市民の活動団体のための部屋を確保したいと思ひまして市民活動室というのがあります。

これは、一般の方にはお使ひいただくわけではなくて登録の団体の方々などにお使ひいただくというイメージです。または、企画を考えていただくときにお使ひいただく部屋。映像加工室というの、ここに書いてある通りなんですけれども、映像などの編集ができるような機材を、今はパソコンがあれば、普通にできてしまうことなんですけれども、家庭ではちょっと置けないけれど、ちょっとだけいいものみたいなものをここに置いて使うイメージです。中央区ですがビジネス支援っていうものも、ゴールにしているということなので、CMとかちょっと作れるというようなイメージで考えています。

録音録画室というのは、その映像加工する前の段階の録音とか録画とかっていうことがちょっとできるようなスタジオですとか、録音機材ですとか、そういうものを考えています。印刷室というふうにあります、ここで、3Dプリンターやレーザーカッターなど、やはり家庭で置くにはちょっと、小さい会社で置くにはちょっとって思うようなものをここに置く。今までの図書館ですと、インプットするというイメージだったと思うんですが、皆さんの考えたことをアウトプットするっていう形の一環として、印刷室を考えています。受付とライブラリー機材室については今までの視聴覚ライブラリーの機能を残す。提言でいただいたように、地域の歴史を残していくというところで、保管も視野に入れて、この面積を算出しています。

上の部分ですけれども、公民館になるか、何になるかわかりませんが、他の集会施設などと共有することも可能であろうという部分で、マルチメディアライブラリーとして使うために何が必要かということで、研修室で、パソコンが使える、何も行事がない時はテレワーク室として使っていただける。

で、講座室ですね。ちょっとした、映画の上映などができる程度の講座室。それからグループ室は貸出用の会議室ですね、テレワークなどにも対応できるようにしたい。書齋室というのは、今この施設にもありますけれども、1人でパソコンが使える、Web会議なども、1人でその部屋で使えるというような施設というふうにして諸室の概算を出してみました。

ただこのことについては、本当に建築上の面積が必要だから出してくれと言われて出したものなので、この面積が確保されるという担保は全くございません。こういう感じのことを考えていますので、このぐらいの面積を確保していただけないかというふうに出しているものです。

はい。これについては以上です。

続きまして、次第の2番ですね。「視聴覚ライブラリー運営委員会の検討課題について」ですが、資料3です。この運営委員会なんです、開催の予定が、今年度3回来年度4回、検討していただく内容はマルチメディアライブラリーの設置目的の明確化、マルチメディアライブラリーの事業の内容、事業を行うにあたって必要な設備について。検討の期限、とりあえずですね令和4年の1月末までに未来の図書館公民館を作る検討会議に提案するとしています。

この未来の図書館公民館を作る検討会議というのは、委員長と副委員長にも来ていただいているんですけれども、その他に、教育委員会の教育政策室と生涯学習総合センター、あと中央図書館も含まれています。公民館と図書館の連携ということについても、先ほどから話が出てますが、そのことについて中心に検討しているところです。

マルチメディアライブラリーを核として連携していくというようなイメージで今考えられていますので、マルチメディアライブラリーをどういうふうにしていくのかというのを逐次報告するという形になっています。

こちらの方に、1月末までぐらいにまとめた形でお出ししないと、中央区再編が来年度から基本計画がもう始まってしまうので、基本計画を立てるって言い始めるときにはもうこういうものをお願いしますというふうに、こちらから提案できるような形にまとめておきたいという

ことです。その裏のページですが、考え方の素材について簡単に。6月にいただいた提言なんですけど、その時には、市民のメディアリテラシー教育と、それから地域の映像資料の作成と保管、コンテンツの有効な利用という3点を挙げていただきましたけれども、ちょっと今、中央区の再編計画が持ち上がった関係上、目的がそれだとちょっと弱いというか、はっきりしないというところがありますので、目的についてももう一度ご検討いただきたいというふうに考えています。

中央区の再編計画は、まちづくり協議会という市民の皆さんたちが、参加されている協議会があるんですが、地元の皆さんが、その中で、もうすでに再編計画の方針案を検討されている。その中に突然マルチメディアライブラリーを突っ込むっていう形に今なってるわけなので、マルチメディアライブラリーがどんなにいいかっていうことを明確に出したいというふうに考えています。

で、活動内容の例については、先ほど面積のところでお話したことと、ほとんど一緒です。インプットだけではなく、アウトプットしていくというところが、図書館としては新しい、公民館としても多分新しい、ところだと思います。

情報を得る場所だけではなくて、自ら発信する、何か作るだけじゃなく、市民の皆さんがこう集まって、次の何かを習ったらそれを次の誰かに知らせていく、教えていく、皆で学んでいくっていうふうに、繋がるような形になったらいいなというふうに考えています。それが市民の交流の場の創設ということにもなるかと思えます。

図書館は、今ちょっと検討してる中で、どういうふうに建付けがなるかわからないんですけども、図書館は図書館法というものがございまして、図書館の事業は無料でなければならないという、無料の原則というのがございます。なので図書館の事業だと、お金が取れない。材料費とか参加費とか、基本取れないです。公民館は、材料費ぐらひは、徴収してもいいことになっている。全部が図書館の事業というふうになってしまうと、すべてを無料でやらなくてはならなくて、そうすると講師の先生、この人を呼びたいと思っても、なかなか難しい。ちょっと皆さんに500円でも出してもらったら呼べるのについていうこともあったりするかもしれない。なので、そういうところでどういう建付けにするかっていうことは、ちょっとご考慮いただきたいなと思えます。

で、設備等についても先ほど、ご説明した諸室のことに関連するようなことだけしかここには書かれていないので、もっと皆さんの自由な発想で、もっとこうしたらああしたらっていうのがあったらぜひ教えていただきたいと思えます。

パソコンなどを5年で更新するとか、新しいメディアができたときには、そういうものの導入を検討しなくてはならないとか、そういうこともご検討いただきたいと思えます。

あとはですね、デジタルアーカイブについてなんですけれども、ちょっと私もちゃんと把握できてないんですけども、内閣府の方ですね、我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性っていうのが検討されていまして、平成29年の後どうなったのかちょっとまだ、把握しきれてないんですが、デジタルアーカイブの構築共有活用のガイドラインっていうのを作りましょうというところにきているようなんですね。

このガイドライン、地域の歴史の残し方なんですけれども、いろんなデジタルアーカイブ、いろんな形式で残されてしまうと、国内で共有できないと問題があるということで、国の方でイニシアティブを取っていくっていうふうに考えているようなので、できればそれに則った形で保存しておく、いろんな時代によっていろいろ変わっていくところをフォローできるのではないのかなと期待しているところがございます。

事例なんですけれども、後先になりますけど、下の四角の方、メイカースペースですね。先ほどからお話している諸室一覧に載せたようなことというのはメイカースペースという言い方で、世界の図書館でいろいろされていて、アメリカの図書館で始まった取り組みです。3D

プリンターなどの一般には利用できないハイテク機材とか、マシンや工具なんかも貸してたりしてるんですけども。あとは録音できる音楽スタジオ、動画編集できるスタジオもあって。市民の創作活動を支援する取り組みとしてなされていることです。

サンフランシスコの中央図書館のメイカースペースは近隣の大学と連携しているので、近隣の大学の先生が教えに来てくれたりとかということもあるようです。専任の図書館員とそれから支援スタッフというのが常駐している。基本的には10代の方のプログラムであるとしてザ・ミックスというふうにその施設を言っているんですけども、そのザ・ミックスのウェブサイトというものがあって、そこで作られたものについてはそのウェブサイトに載せるっていうのが基本っていう形で運用されています。

やはりアメリカのリバモア市公共図書館のメイカースペースが「クリエイトラボ」という名前で、オープンなスペースで自由に学べて専門のボランティアがいて、いろいろ困ったときに教えてくれる。プログラミング教育のロボットの貸出しっていうのは、多分、写真で見た限りでは、ネズミみたいなものをプログラミングすると多分そのネズミが思うように動くみたいなのをやってみるとかっていうことらしいんですが、そのロボットを貸出してくれると。持って帰ってやることができるんだろうと思います。

あとはですね、フィンランドのヘルシンキ中央図書館、ちょっと写真が付けてありますけれども、上の写真ですね。奥の方に人が集まってるテーブルがあるかと思うんですがそこが、グループで学び合ってるところで、専用ボランティアさんとか、それから運営のパートナーみたいな人たちが講座をそこでオープンなところでやっている。なので、聞きたい人は聞く、途中からでも参加するっていうような形で、オープンな形でやっているようです。ここは国際図書館連盟の2019年の「Public Library of the Year」を取ったところです。ただ、本が少ない、図書館のくせに本が少ないという批判をちょっと受けたりしたみたいですけど。

オランダのメイカースペースの調査なんですけれども、これについては、このオランダ語のチラシみたいなものがありまして、その下のところに書いてある日本語の部分が、このチラシのところのオランダ語を翻訳したような形になってるわけなんですけど、やはり利用してるのは18歳までの青少年は80%で、大人が34%、どういう組み合わせなのかよく分からないんですけど34%。主な利用対象ということで、調査が行われています。オランダは102の図書館のうち44の図書館でも、メイカースペースは持っているということで、メイカースペースというのは割とアメリカやヨーロッパでは普通のことになりつつあるみたいですよ。

ちょっとまた前に戻りますが、運営パートナーということなんですけど、キリスト教圏は元々パートナーシップみたいなことは、結構、図書館の運営には関わっているんですけども、個人だけではなくて、企業もパートナーというふうになっていて。デンマークのオーフス公共図書館は「Public Library of the Year 2016」っていうのを受賞しているところなんですけど、建物の真ん中に大きなランプっていうふうに使われてるんですけど、大きな空間のスペースがありまして区切れるようになっていて、そこでイベントを開催できていて、月に80から100のイベントが展開されているっていうことなので、ちょっとした教室みたいなことをそのオープンなスペースでやってるんだと思うんですね。そのうち60%は市民により構成されるということなんで、運営パートナーという人たちが、いろんな企画をして、そこで、こういうのをやっている。オープンなスペースで、市民の方々が好きなように使えるというような形のことをしているようです。

以上が、海外の事例なども含めて、考えていただくための素材としてお出ししたものです。

続きまして、林委員長の方から、資料4の「マルチメディアライブラリー検討委員会の進め方試案」というのをいただいておりますのでご説明をお願いします。

林委員長

はい。資料4の前に、あ、資料4についてはですね、まあ、計3回で高橋さんからもお話ありましたが、1月末までに、具体的にマルチメディアライブラリーの目的、メリット、そして事業、ここまでですね。設備等については案が出されてますので、3回までに、まあ、どこまで我々の方で意見を出せるのか、ていうところが、大事になってくるのかなと思います。なんで結構スピーディーな話になると思うんですけど。再三にわたって鶏と卵みたいな話が出てますが、ある意味で非常にラッキーというか、チャンスなんですよ。

前回までの視聴覚ライブラリーで、今までの視聴覚ライブラリーはこのままだと終わってしまうと。それでは勿体ないと。じゃ、どういう形で進化させていかせるかって話だったんですけど。なかなか既存のところと新しい仕組みとか、新しい機能とか、例えばスタッフも含めて配置するとなかなか難しいんですよ。そういった時に、与野の再編っていうのは、まさに天からの恵みのようなですね、流れがたまたまこの縁とタイミングがあるっていうところなんで、そこを活かさない手はないかと、僕も聞いてて感じてます。

そういった中で、先に資料の5の方、行きたいなど。先に先行して敷地とか、機材は何かが必要かというよりは、少なくともまず目的とか、どういうものなのかっていうことが、まあ教育長からも話があったと思うんですね。明確にこういうもんなんだ、こう、ワクワクするけど、いまいちピンとこないっていうところを、皆さんとちょっとお話できたらなと思って。この資料5についてはですね、昨年度話された内容と提言の内容を平たく整理したみたいな案となっております。

その時に、ヒントにさせていただいてる先ほどから話に出てくるこのニューヨーク公共図書館っていう。これは世界一の図書館って言われてますが、そのニューヨーク公共図書館の最大のすごいとこ、やっぱ情報をまさに我々はマルチメディアみたいな形で出ますけど、結局その情報というものを、どう活用して、暮らしとか仕事とか、それぞれの活動に役立てていくかっていうところが、ものすごい規模でのスケールメリットがあるわけですよ。

もう一つ言うと、ニューヨーク公共図書館の場合ってのは、日本の場合は公民館がありますけど、アメリカとか欧米には公民館はないんですよ。逆に公民館的な役割とかっていうことを、まさにこの情報ネットワークを通じて、行っているっていうところですよ。

あと先ほどフィンランドヘルシンキの図書館の話で本が少ないみたいな話もありましたが、僕も実際ヘルシンキの図書館に行ってみて、確かに本、例えば蔵書の数とか聞いてもなぜここがそこまで世界中から注目されるのかっていうのがピンとこないぐらいな場所なんですよ。

ただ、やっぱり暮らしに関してとか、仕事に関してとか、例えば創作活動とか、様々なことを何かやる時には必ず図書館を中心に、皆が集まってそこから何かをするときは調査をしたりとか、そこからフィールドに出てやったものを蓄積、図書館を中心にそれが蓄積されて、他の人にも役に立ってっていうような。何か非常に日本人のイメージする図書館っていうものの概念とはちょっと違うのかなっていうところがあったんで、ある意味今回このマルチメディアライブラリーっていうことを打ち出すことによって、どうしてもこう図書館イコール本、ていうところから、一歩脱却できるチャンスなのかなというふうに思ってます。

そういったことを踏まえて整理、たたき台なんですけど、ちょっとこれを元に皆さんにご意見いただきたいと思うんですけど。一応、定義としてマルチメディアってのはアナログデジタルは問わず、メディア情報の全てになるわけなんですけど。ポイントはですね、マルチメディアライブラリーは一応この4つの柱だと。収集、1番目収集ですね、まず集める。それをまたそこから何かを制作。若しくは、そういうものをアーカイブしていく、溜めてくってことですよ。特に、この溜めてくいろんなものを、地域、例えばまちづくり委員会みたいな中央区の方でもあったと思うんですけど。地域での活動とか、様々な活動のアーカイブ、メディアって

いうものを、どういう形でアーカイブして、したら次の方にも役に立っていくのか、みたいなことは一つちょっと研究してかなきゃいけないところがあるんですけど。その蓄積されたものを通じて、例えば先人の事例を元に自分はどういうふうにやっていくか、みたいなことで運用していく。それは一つ完成された作品みたいなものじゃなくてもですね、その情報の総数が例えば幾つかあった時にこの3つを組み合わせるとこういうビジネスが生まれるよねとか、こういうアートが生まれるよねとか、なんかそういう形で運用できるような。この大きくこの4つが一つの事業を通じての、何ていうんですかね、コンセプトになってくるのかなと思ってます。目的としてはやっぱり課題解決ですよ。こういうことを実現したい、こういうことに役に立ってるかどうか、役に立つために、このマルチメディアライブラリーがあるということなんじゃないかなと。

で、もう一つ、このプロジェクト創発型図書館公民館みたいなことを書いてありますが、どうしてもですね、図書館とか公民館のスタッフが収集とかっていうことだけだと、どうしても限られているんですよ。なんで、宮本さんから公民連携みたいな話がありましたが、みんなが必要だと思うものを集めて集積していけるような、ま、共にプロジェクトとして取り組んでいけるような、そういうことが一つ挙げられるのかなと思って、一応このマルチメディアライブラリーとは何なのかってことをちょっと一つ書いてあります。

まあ、目的については、生涯学習である以上この学びっていうことは一つ核にはなるとは思いますが、その、まあ学び自体が目的というよりは、やっぱりそのこの本当の目的って言ったら様々あると思うんですよ。でも必ず何かを実現していく、こういうことをやっていきたいっていう時に、いろんなことを調べたり取り組んだりする中でやっぱり学び。気づきとか学びとか、それによって人間関係を、そういう繋がりが生まれたりとか、喜びがあったりとかですね、そういう活動の拠点になっていく。

だから、所謂、図書館とかにただ自分で本を読みに来るとか、公民館に自分の好きな趣味をやりに来るっていうだけではなくて、まさにこの場としてのマルチメディアライブラリーということが面白い。できるのであれば、既存のですね図書館と公民館で取り組まれていることをよりダイナミックにですね、運用していくことができるんじゃないかということが挙げられます。

で、以前ちょっとお話をさせていただきましたけど、公民館の方でも地域プロジェクトっていうのを実現していこうと、公民館ビジョンという中で、今までは館の管理とサークル活動支援みたいなことが主立っていたんですが、そういうようなことではなくて、まさに地域のためにプロジェクトをとともにやってこうという形にシフトしてきた時に、まさにマルチメディアではそういうことを集積をして蓄積をして、次に役立ててこうといった形は、ある意味、それは逆にアーカイブしていくのは図書館でしかできなかつたりとか。そういうことではないかなということで、一応目的まで上げさせていただいてます。ちょっと一応、1番のところまで、上げさせていただいたんですが、ちょっとご意見とか聞いてもいいんじゃないかな。

この特に、マルチメディアの定義、目的、マルチメディアとは何かみたいなことについて。人数も少ないんで各自ちょっと、コメントいただけたらと思います。

三ツロさんどうですか。

三ツロ委員

そうですね、もうできてるって感じなんですけど。いや、すごくすんなり理解して。また館長さんの作ってくださった資料3の事例だとか、方向性とか、まさに重なってくるので、その図書館の基本枠組みをさらに発展させてっていうところで、すごくいいかなと思います。

むしろ、そこがあることで先進的な取り組みにもなりますし、知というか、映像を通してまちの知を集積して、それをその未来をつくる、そういった目的なんだ、そのために向かってやって

いくんだっていうところが何かこう、記されているというところから、プロジェクト総括する方、課題解決型、ていうところがあそこに意味してるのかなと思っていますので。いや、いいのかなというふうに思います。

林委員長

三島委員、いかがですか。

三島委員

はい。この定義と目的に関しては、別に付け加えることも今のところない感じがしています。
はい。

林委員長

森山さんは。

森山委員

ありがとうございます。ええと、実は私、本当に素人なんですけれども、今の話を聞いてるとすごくよくわかります。はい。なので私みたいな本当に素人でもわかりやすい。そういった形でできてるかと思います。ありがとうございます。

林委員長

宮本さんどうですか。

宮本副委員長

はい。特定の目的については私も異論はなくて、もう一つ先ほどちょっと中央区の再編の関係で、もうちょっと補足するとですね。一応、市長が今年5月から再選された時のマニフェストの中で、デジタルタウン構想というものを考えてまして。要はコロナ禍にあってですね、要はDXみたいな話が巻き起こっていて、これは民間に限らずですね、行政に対してもDXというのが、これからどんどん進めていかなきゃいけない。デジタル庁なんかもできてですね、どんどんなっていく中でさいたま市としても、そういうDXの話を積極的に進めていこうという動きがある中で、この中央区の再編に関しては、デジタルタウン構想というのがありまして。そのデジタルタウン、モデルとしてですねこの中央区の再編事業をやっていこうみたいな、大きな方向性があったりするんですね。

もちろん、デジタルタウン構想って一体何だろうっていうと実はそこはまだ十分議論ができてなくてですね、具体的なイメージはまだ言われてないんですけども。分かりやすいので言えば、例えば、もう区役所というような機能を市民の方がわざわざその区役所に庁舎に行って、何か手続きをするとかっていう時代にはほとんどなくなっているわけですね。あらゆる手続きがデジタル化されてネット上であらゆる手続きができて、役所に行かなくても、要は、足りるみたいな時代が確実にもう来ると。

例えばエストニアなんかは、行政手続きの95%デジタル化されてるみたいな、もう市民は誰も役所に行かないみたいな時代がもう、それが実現してるわけですけども。そういう流れはもう日本でも止められないっていう中で、そういった市役所の様々な手続きをデジタル化するってのはもちろん、デジタルタウン構想、大きな一つとしてあると思いますけれども、その時にこのマルチメディアライブラリーというものが多分デジタルタウン構想の中で市民にとってのすごいわかりやすい、なんででしょう、サービスというか、もう一つとしてなりうるんじゃないかみたいな。具体的にどうというのはまだないんですけど、何かそういう期待感があった

りするというふうに感じてまして。それは実はその中央区の再編事業の担当の人たちも何となくそういう、期待感みたいなのは持っているみたいなのところがあったりします。

なので、もちろんマルチメディアとはデジタルだけではないので、アナログあらゆるメディアをマルチメディアって呼んでいるわけですけども。そういう中でデジタルの部分についてはそういうデジタルタウン構想みたいなことから一つ背景として、出てくるかなというふうに感じてるところです。

あとは、最初にニューヨーク公共図書館の話は再三、出てきてるわけなんですけど、ぜひですね『未来をつくる図書館』という名著がありますので、新書版であるんですけど、ぜひ皆さんには参考図書としてそれを読んでいただくと、何かその図書館ができることの、何か可能性というのがものすごく広がる話がありますので、何かこの委員会を通じて様々な議論する中で一つの参考として、読んでいただけたらなど。多分、さいたま市の図書館に置いてあるんじゃないかなと思いますけれども、ちょっと読んでいただけたらなどと思います。

林委員長からもありましたけれども、欧米には公民館というのがそもそもなくて、図書館が公民館的な機能を担ってるっていう部分が欧米ではあるんですけども、日本の場合は図書館と公民館が完全に分かれてる形になっていて。

今回その中央区のもう一つの、なんででしょう、いいところというか、可能性があるところは、図書館と公民館が両方再編の対象になってるっていうことなんですね。そうすると、これまで図書館と公民館も分断されてたような社会教育活動が、ここで融合することができる。つまり、高橋さんからあったように、図書館は無料が原則なので、有料で何かをやるということがなかなか難しいという図書館の制約を、公民館は、もちろん基本は無料、或いは低廉な料金で市民のそういった社会教育の活動を支える拠点として機能してるわけですけども。すべてが無料や低廉でなければならないというわけでもない。そこは図書館よりは、幅広い活動が認められていて、ある程度公益性だとか、有効性が担保されてれば、それなりのこういう有料のコンテンツを公民館の中で実現することは、法律もそこは規制はしてないので。ということだとすると、図書館と公民館を今回融合させることができれば、図書館ができることの可能性がものすごく広がる可能性があるっていうところが、すごく可能性に満ちているところがあって。そこはぜひこのマルチメディアライブラリーがそれを図書館、公民館を横断するような形で、課題解決型プロジェクト創発型の何か取り組みにこうしていけることができるんじゃないかなと感じているので。なんかそこに結びついていくといいかなって思います。

林委員長

はい。ありがとうございます。

次、マルチメディアライブラリーの目指す姿みたいなのところなんですけど。先ほど目的とか定義みたいなのところをお話したんですけど、それで実際どういうことなのか、具体的なイメージがないと、なかなか話が見えてこないというところもありましたので。ここで例えば上がってる札幌市図書館情報館っていうのは、同じ政令指定都市というさいたま市と並ぶ、規模的にも同じようなところで、「Public Library of the Year」を受賞した素晴らしい図書館なので、一つですね参考にできるところがあるんじゃないかと。ただ別にこの札幌図書館情報館はマルチメディアライブラリーではないんですよ。ただ、やはりこの情報館っていうものを特に特化してるってところで、非常に共通点があるといえると思います。

なぜそれが言えるかっていうと、その情報館に関しては貸出しをしてないんですね。閲覧のみで、非常に必要な情報をその場で見て、調べて、話し合っってプロジェクトにしていくってことができる情報館になってます。ある意味、その情報と言いましても、ものすごい幅が広いので、札幌の場合は、分野を絞ってですね、(2)なんですけど、ワーク、ライフ、アートに特化して。キャッチコピーは「はたらくをらくにする」図書館像等々書いてあるんですけど。

ある意味分野っていうものをより特化するっていうところで、より専門的な資料が手に入る。実際ビジネスで使う資料ってのは、やっぱりより高度な資料だったりとか、アートに関してとかもそうなんですけど、そういったものを貸出しされちゃうとですね、1年待ちとかなっちゃうと使えないんですよ。そういった意味であくまでも情報を運用していくための場っていうことで貸出しをしてないとか、その辺がですねコンセプトも実に秀逸っていうところもあります。同様な形を目指すかどうかはちょっと別として一つ参考都市になるんじゃないかということで、イメージとして挙げさせていただいています。

実際何やるのっていうところなんですけど、マルチメディアライブラリーのやろうとすることは結構壮大なんです。目指すはまさにニューヨーク公共図書館、『未来をつくる図書館』みたいなことなんですけど。まずできることから、事業として出してく必要があるんじゃないかということの、これ例えば例ですね。今までやっていることを、よりマルチメディアライブラリーだからできるんじゃないかってことの事例みたいのがちょっと書いてある。例えば、バリアフリーになるようなですね、本当にSDGsじゃないですけど視覚聴覚の不自由な方向へのね、デジタル化。例えば、書籍に関してでもそうですし、絵だとか、様々なですねメディアのものを、例えば先ほど設備一覧にもあったように、例えばそこで映像で文字を加えたりとか、音声副音声を加えたりとかですね。新たにそういうコンテンツっていうものを作っていくこともできる、ということが一つ。今までなかなか手が回りきれなかったっていう、自前でそれをね、計画的に進めていけるっていうようなところがあるのかもしれないなと思っています。

あとはですね、視聴覚ライブラリーの発展形っていうところもありますんで視聴覚ライブラリーの今までの財産っていうものをちゃんと運用できるような、ちょっと整理は一つあるのかな、ということですね。

もう一つは動画とか音声コンテンツなどの制作とか、特に動画の時代ってこともありますので、そういったことを学べたり。それにはものすごいテラシーとか、例えば著作権とかそういったものの知識とかも必要になってきますので、特にこの今オンライン云々とかって話になってきたときに、劇的にそういうものを扱うことが多くなってるんですね。その辺のことを、誰でもできるような形で学んだり必要な講座などができる、そういう機材などもアドバイスとか。設備を全部多分、市の方で用意するのは難しいかもしれないんですけど、そういったもののレクチャーとか、アドバイスだとかっていうこともできるのかなと。先ほどの設備、専用機能とか敷地面積だけじゃなく機材、どういう機材が必要なのかみたいなことに関しては多分三島委員とか物凄く詳しいと思うんで、実際、どういったものが最低限必要なのかとか、みたいなこともある程度リストを出す、出せたらいいんじゃないかなと思います。

あとは高橋館長の方からもお話ありましたが、どうしてもその機材云々っていうのは、ガチンとこう組み込んだ形で導入すると、古くなっちゃうと全く機能しなくなるってところあるので、そこがバージョンアップできたり流動性ができるような。動かせないとかじゃなくて、どこにでも動かせたりとかフレキシブルに、どんどんその追加とか、稼働できるような、そういったことも考えていく必要があるのかなと思っています。ちょっとこれ書かさせていただいたってことですね。

で、実際これじゃあ誰がやってくのかって時には、やっぱり図書館公民館の連携みたいな話がありましたけど、そこ、新たなですねそういうマルチメディアライブラリーチームみたいな。これはある意味民間の人も入ってですね、取り組んでいかないとなかなか難しいと思うんですね。場としてはですね、これも一つの例として書いてありますね。例えば、あとは事業の一つ種になると思ってるのが話戻りますけど、先ほど申しあげました、公民館の地域プロジェクトみたいなことが全60館で始まってますので、そういったものも実際アーカイブ事業としてスタートしていくと。

あとはですね、さいたま市キッズムービー郷育、郷育キッズムービープロジェクトってこと

もありまして、これを一つですね、まさに情報を収集して製作してアーカイブしてということ、まさにマルチメディアライブラリーの一つのわかりやすい形の事業だと思いますので。こういったこともスタートアップとしてですね、わかりやすい事例としては出せるのかなと思っております。

最終的に今回3回の中で事業を何するかみたいなのところまで落とし込んでいくということもありましたので、まずできるところから、具体的にこの収集、制作、アーカイブ運用ってことに絞ってですね、照らし合わせてシンプルにわかりやすい形で事業を出せたらいいと思います。それが、それこそ与野のまちづくり委員会とかにもそれはいいねとかですね、公民館、図書館はそれは連携する意味があるよね、という形になるような形にしてですね、少しずつステップアップしていく。

というのはですね、この与野の再編の話もいきなり来年それができるわけじゃないですよ。建物とか敷地自体を、これが5年10年かかっていく中で、その建物云々ができていなくてもできることを、こうしていった、よりここに建物とかそういう設備があったらもっといいのになんていうことが、完成された時にはまさに花開くような形に絵をかければいいかなと思います。

で、裏面、一つだけお話すると、公民館、図書館っていうものをつなげるみたいな一つ象徴的なオープンスペースというかですね。例えば札幌図書情報館には、まさにそういうような、何か本とかじゃなくても何かあればそこにこう集まっていくみたいなですね、もうオープンスペースがあるんですよ。そこで、いろんな講座であったりとか人が繋がるサロンみたいな形の活動とかプロジェクトも行われたりもしますので。何かそういうようなですね見せ方、見え方っていうことも、何か出せたらいいんじゃないかなんていうことを思っております。

ちょっと話長く、説明長くなったんですが、以上、そうですね目指す姿と機能、まあどんな事業がやってけるのかみたいなことも、ざっくりちょっとお話しさせていただきましたけど、各委員の皆さんからご意見いただけたらと思います。

三ツ口委員

そうですね。要は最後のところがやっぱりちょっと大事かなんと思っている。最後のところっていうのは、与野の最初の話ありきでももちろん進んでる、うん。

進めたらいいんじゃないかっていうのはよくわかるんですけども、先ほどの事業の工程を見ると2035年で、ものすごい先だなというのは正直ちょっと思ったところなんです。やっぱりそうするとそれまでの間に、最終的になんかそこに至るまでの間にやはりどんな活動ができるかっていうところが、やっぱり大事だな。その空間ではこういうことしますって未来像を語りつつ、今そこに繋がる、じゃ何をします。そこが多分、今回同時にそこがむしろそれが今後やることになってくると思うので、そちらをちょっと考えていく。大枠の定義目的はもう、もちろん理解ができて、その方向性って目指す方向性は十分いいと思ってるんですけども。そこでそこかなという印象です。そうですね。その施設がない中で、何ができるのかということになってくるのかなんかと思えますね。

林委員長

その辺を直近と、3年後、10年みたいな形で、ちょっと出す必要あるかもしれません。

三ツ口委員

ちょっとそこは感じたところ。実際そう思って多分この3番のところが書いてあるかと思うんですけども。令和4年度の事業ってとこですよ。ここがもうちょっと膨らませられるといいなと、はい。

宮本副委員長

とりあえず、来年の1月末までになきゃいけないものを取りあえず。

林委員長

特に三島委員には、案として資料2などで、このマルチメディアライブラリー諸室概算みたいなところで、敷地面積みたいなものは、幾つかの図書館とかライブラリー機能を持ったところを参考に出していただいているんですけど、何かアイデアとかですね、こういったものが必要なのかみたいなことはちょっと出していただくといいと思うんですね。

三島委員

やっぱ、あれですね。マルチメディアライブラリー共用可能施設にテレワーク室が、必要なかなっていう疑問があるのと、その下の専用機能で、録音録画室が狭すぎる。

あとは、この辺は本当非常に難しいと思うんですね。多分5年すれば、大きく変わってしまう機能だと思うんですね。実際、映像編集に関しても、今、アマゾンとかでやっていますが、映像録った瞬間もう、クラウドにアップロードして、パソコンのスペックを必要としないで編集ができてしまうシステムがあるんですね。そうすると、もうスマホでいいんですね。とか、iPadでもできてしまうんで、がっちりとした編集室は必要がなくなる。

林委員長

ただ録音録画室っていうね。

三島委員

録音録画室はどうしても「作る」ってなるとやっぱり、いざ、なんでもいいわけじゃないものを「作る」となると、必要になってくる場所じゃないかなと思います。

林委員長

はい。特にこの中において、動画配信みたいな、市の方でもですねいろんなものを配信したり、例えば授業とか、公共的な発表などをしておくっていう、どうしても対応とかそういうものが遅かった。ある意味そういったものもですね、しっかりできるような、それはこの市長公室とかとの話でちょっと違うかもしれないんですけど。何かとそういった、録音録画みたいなことは結構大事にはなってくると思うんですよ。

あと宮本さんの話もあったんですけど、まさにもうデジタル化されたときに役所に行く必要がなくなるみたいな前提で考えて、それでも、唯一、実際リアルに行く必要があるとすれば、まさに図書館公民館みたいなとか、そういう広場みたいな、そこだったりすると思うんですね。そういった時のものを非常にこう考えて、やれるといいかもしれないですね。

三ツ口委員

それはそう、本当そう思いますね。つまり今までの事務的なのというか、基本的な業務は全部DXでやれるようになった時に、じゃ何のためにわざわざ行くのかって言う。わざわざ行きたくなるコンテンツは何なんだ、ていうところをもう少し深めていく必要はある。そこ以外、人が集まる理由がないんですね。

ただ思うのは、例えば、少しズレますけれども、例えばコワーキングスペースがなぜあるか、自宅ですることになぜコワーキングに行くのか、ていう行動からすると、コワーキングに行くことで、例えば誰かとそこで知り合える、何か関係性が生まれるとか、そのコミュニティに自分が属することによって、自分の家だけでは完結しない、むしろ新しい発見刺激がそこで生ま

れて、もしくは他者とそこで交流することによって別の自由が生まれてくるみたいな、そこへの期待があって多分コワーキングっていうふうにならざるを得ないわけですね。もしくは、自分のオンとオフを切り替えるために、自分のスイッチをオンにするために行くんだっていう、多分その同様な機能が、その図書館公民館に、その行くことによって生まれるっていうようなことを多分、落とし込んでいく必要があるのかなと思います。

林委員長

それ先ほど三島委員のテレワーク対応みたいな個別でやるというよりは特にこのプロジェクトベースってのは、特にマルチメディアライブラリーにあるんで。そこに特化した、プロジェクトとしてやる以上は、やっぱり集う必要があったり。別に個人でやるんだったら別に家でいいじゃんみたいな。

もしくはコワーキングだったらある意味、民間施設、もう他にもできると思うんでそっちでもいいかもしれないですね。

三ツ口委員

先ほどのファンクラブの話もありましたけど、結構民間でちょっとDMMとかも秋葉原で結構でっかいのやったりもしてますし、意外とそういう設備に行かないとっていうのは意外と民間で勝手にやってる部分もあるんで、そこは公共の中で見ない部分っていうのはどこかというふうにもう少しシャープにしたほうがいいかなと。

僕は全然専門じゃないんですけども諸室概算を見るところでは、結構もう、この目的のためにこの部屋っていうのを、これ、多分出してくれて言われたからこういうふうに出さざるを得なかったのかなっていうふうには想像するんですけど。何か大きな部屋ドーンってあって、その部屋の中に機能をこう入れて分ける必要はないのかなっていうのは細かくっていうのちょっと思いました。

林委員長

絶対分けないとね、できない部分と分けられない方が、やっぱりどうとでもね、使える、まさに流動性を持ったっていうところになるかもしれない。

森山委員

勉強になることばかりであれなんですけども、確かに三ツ口委員がおっしゃったように、なぜそこに行きたくなるのかっていう、期待ですよ。それはもう絶対必要で、図書館を本当にどんどん来てもらう人を上げていかなきゃいけない部分もあるので。そうなった時に先ほども言った通り、図書館でまた調べたことを、例えばそういったところで、みんなで語り合ったりとか、そういうことができるスペースがあるといいなっていうふうには思いますし、なんか、一緒になるっていうのはすごくやっぱり意味のあることだなっていうふうにはすごく感じます。

林委員長

はい。ありがとうございます。

もう一つ、あれですね。行く理由みたいなところでは、先ほどのニューヨーク公共図書館はじめ、実はこれは韓国、中国、ヨーロッパもそうなんですけど、情報っていうのは、何か専門じゃないと扱えないっていう大前提があるんですよ。

それは医療専門司書だったり法律の司書だったり、アートの専門司書だったりとか様々ですね。そういう、やっぱ専門的なものは専門家を通じてじゃないとなかなかその情報にたどり

着けないっていうところがありまして。

もしかしたら、そのマルチメディアライブラリーが先ほどチームって言った中でそういう専門的な情報を通じられるみたいなことを、一つ単なる機能じゃなくてですね、そういうチームがあるっていうのも、何かもしかしたらあるのかもしれないなっていうちょっと感じました。

宮本副委員長

はい、そうですね。一つオープンスペースの話、三ツ口さんからもありましたけども、これ中央区の再編事業にも実はすごく関わってる話でして。結構広大な敷地の再編事業を進めようとしてるんですけど、実は周辺住民からのワークショップとかやった意見の中で一番大きいのが、まとまった広場が欲しいっていうのが、地元要望として一番大きいんですね。

この地域って、特に対象エリアは、ちっちゃな公園はあるんですけど、まとまった広場がなくてですね、市民が憩える空間が実際駅周辺にあんまりないんですが、あの地域では最も一番大きな課題だったりするんですね。なので、このオープンスペースというのが、その図書館の中にももちろんあることも大事ですけども、何かそれがまさにニューヨーク公共図書館というのはブライアントパークというすばらしい公園に隣接しているわけですけども、その図書館公民館の活動が、その隣接する広場に染み出していくような形ができると、すごくいいなっていうふうに思っていて。単に今、市民の人たち住民たちは、まとまった広場が欲しいという、ざっくりしたことしかないんですけど、そこで一体どんな活動ができるのかとか、自分たちがそこでどんな豊かな暮らしができるのか、みたいなことが図書館と一体になることによって、多分できることがものすごく広がっていくみたいなことってあるんじゃないかなと思っていて。何かそこにうまく紐づけていくと、その図書館公民館がここにある意味が広場と一体になることによってより増幅するみたいなことが、描けるんじゃないかなというふうに思っています。

それからあと、先ほど三島委員からあったようなテレワーク室みたいな、今まさに時代に要請されてるような施設とかについては、もちろん機能としてあった方がいいっていうふうに私も思ってますけれども。これこそ、多分公民連携でできる話で、三ツ口委員からもあったように、コワーキングスペースっていうのは、民間が山ほど全国で運営してるわけですね。でも、多分世の中には図書館とコワーキングがセットになってるものって多分ほぼないと思うんですよ。

でも多分、図書館とコワーキングほど親和性があるものって多分ないんじゃないかと考えていて。だから、今はその図書館の中にも当然自習室とか、そういうワークスペースみたいなを用意してるっていう図書館ってどんどん増えてますけれども、別にそれを図書館が用意しなくても、隣にコワーキングスペースがあれば、そこでもその分図書館の資料を使いながら自分の勉強だったり仕事ができる環境って作れる可能性があると思っていて。なので、例えばマルチメディアライブラリーっていう、その構想をさいたま市が描いた時にそれを民間事業者に例えば提案をしたとすれば、そこでコワーキングをやってみようみたいな提案もですね、何かあり得るんじゃないか。今だったら、与野でコワーキングっていうと、多分手を挙げる事業者はいないかもしれませんが、浦和とか大宮ならまだしもみたいな話はあるかもしれませんが。何かマルチメディアライブラリーがあることによってそういった民間事業者を、呼んでくる可能性がなんかこう膨らんでいくんじゃないかなという意味では、共用できる施設も全部行政が用意するんじゃないくて、特に会議室機能とかですねそういったもの貸し会議室を民間でもやってるわけなので、そういったところも民間が担えるものは民間に担ってもらうことも何かやることによってこういったその図書館が用意しなきゃいけないものを少しずつ圧縮できるみたいなことが、何か可能性としてあるんじゃないかなっていうことを思っています。

あとは図書館に行く意味みたいな話も、一方でいろんなDXが進んでいく中で最後に残るの

は図書館だって私も思いますけれども、一方で図書の電子化ってどんどん進んでるわけで。そうすると、当初、図書館の世界も多分DXって作るんだと思うんですね。でも、そうすると、では極端に言えば図書館すらいらなくなるんじゃないかみたいなことを言う人も出てくると思うんですよ。

それは、多分いわゆる無料貸本屋って揶揄されている図書館だとすれば、それはもう電子図書館であれば、別に要は足りてしまうんじゃないかみたいな話になってしまうとすれば、じゃあその、そういったことになったという図書館にもDX化があった時の図書館の意味って一体何だ。それはまさに先ほどの事案があったその北欧の図書館のように、何か蔵書がめっちゃ少ないねみたいな、だけどこれ図書館だよみたいな、時代が実は来るんじゃないかって。蔵書の多さが大事なじゃなくて、そこで図書館公民館の中でどんなことができるのかみたいなことにこそ本当は意味があるってということが問われてくる。とすれば、何かこのマルチメディアライブラリーはそれを先じて、何かその次の時代の図書館像みたいなものを何か作っていくことが何かできるかというのかなというふうに思いました。はい。

林委員長

はい、ありがとうございます。

もう1点ちょっと飛ばした資料4の方に戻るんですが、ちょっと今まで出てきた意見も踏まえて整理しなきゃいけないんですけど、一応3回までに、いろいろな議論を交わしながらまとめていくっていう流れになってるんですが。

その、2番の一応勉強会って書かれているところをちょっと見ていただきたいんですが。今回こうやって我々の方で意見を交わしたりとか、一部未来会議というところ教育委員会の方でもですね、検討してはいるんですが、ただそういった関わってる職員、人たち、もちろんライブラリーの我々も含めてなんですけど、もうちょっとこう総合的専門的な方ですね、お話を聞きながら学ぶ必要がやっぱりあるんじゃないかということで、急遽5回、もしくは6回、勉強会ということを実施しようということになっております。

これ回数1、2、3、4、5っていうのはちょっと順番は変わる可能性があるんですが、ちょっとこの辺はスケジュール調整次第となっております。

例えばこういったもの、まずとりあえずオンラインでやる時にもう、まさにマルチメディアライブラリーじゃないですけど、それもアーカイブをして、それをちゃんと次の勉強会とか、他のどうしても参加できない人にも見てもらえたりとか、テキストに使えるような良い事例にできたらなと思ってまして。そこで5人、出してあります。

まずは、その常世田さんという方は元祖、まさに本当に未来を作る図書館っていうものを目指してずっと活動されてた、元浦安図書館の館長さんで。全国回ってですね、本当にその未来の、図書館の未来を開くっていう可能性について、既存概念をどう変えていくかってことを、ずっと説いて回っている方ですね。特に子どもと老人じゃなくて、やっぱりこの現役世代活躍世代の大人たちだから利用できる図書館みたいなこともちょっと皆さん聞いていただけたらなと思っております。

もう1人、2番目に書かれているのは浅野さんなんですが、札幌市のまさに図書館の初代館長ということで。参考にするのであれば、その人の話を聞く必要があるのかなと思っていて。僕も来月5日にですねちょっと札幌の方に改めて、前も何度か行ったことあるんですけど、行ってこようと思っております。皆さんにもヒントになることがあれば、そこを織り込んで、さいたま市に活かしたいと。真似できるところは徹底的に真似るといいかなと思います。

3番目、出口さんという方で。もともと文部科学省の職員の方で、公民館活動についてですね、特にその地域に特化した地域の役に立つ公民館という形のことについては全国回られて、

いろいろな様々な事例とかアドバイスを行ってる方で、現在は北海道科学大学っていうところの先生をされています。

4番目に伊東さんですね。塩尻市のえんぱーくというですね、図書館及び他の複合化された施設、市民交流センターっていう、通称えんぱーくっていうんですけども。これも有名などこなんですけど、そこなんです伊東さんの話を聞いてみようと。伊東さんですね、実は世界中の図書館、実はこのえんぱーくを作るにあたってもうかなり前からですね、プロジェクトチームを立ち上げて、役所内部だけではなくてですね、例えば我々、僕とかも外部で参加させてもらったりとか市民の方とか、図書館友の会とか、様々な方たちとですね勉強会及びプロジェクトチームを作って取り組まれてきた。その初代館長ということで、まさに建物ができる前からできることとか、なぜそういう世界の事例とか、複合館、まさに縦割り行政の中でも複合化された施設っていうとどうだろうかみたいな現実についてもちょっと学べたらと思います。

そして5番目に宮本さんですね、我々が副委員長の宮本さんですけど。そういったことを踏まえて、それをどうやって役に立てるか公民連携で。しかもそれはやっぱ行政主導だけでやってることでは難しいわけで、公民連携ということの意義と、その事例とか可能性を探るっていうことですね。

あと欄外に山下さんっていう、広場、先ほど与野の話で出てきましたけど。建物の中だけじゃなくて、まさにこの広場っていう外を活用できるわけですよ。いろんなものを学んだり、例えばそこで集ったり、そこが外を通じていろんなハッピーなイベントであったりとかアクティビティもできると。まさにその空間、場の時間として、それこそ集まる理由ですよ、作ってくという意味のプロフェッショナルですね、の山下さんみたいな方にもですね、お話を聞きたいなと思っています。これをですね12月、1月ぐらいでなるべく全部開催できないかというところで動いてまして。これ公民館、図書館職員も同時に共同で皆さんが受講していただく。皆さんにも、ぜひ時間がある限りですねちょっと、多分めっちゃくちゃ面白い内容だと思うので。そこをただただ一方的な事例を話すというよりは、いろんな自由討議もできるようなことをしたいみたいなことを皆さんおっしゃってますので、できたらいいと思いますし。今後、長くこの計画が進んでいく時に、またこの方たちの知見とか経験を聞けるっていう、仲間に引き込むっていう意味でいい勉強会になればということになっております。

はい。僕からは以上です。

北図書館長

はい、どうでしょう、案を出していただいておりますが。次はマルチメディアライブラリーの目的についてですが、どのように進めましょうね。今、始まる前の構想では、もう好きなように皆さんにいっぱい言ってもらってとりあえず全部書いてみるっていうふうにして、次の会議の時に、ちょっと落ち着いて精査するというような感じで進めていこうかなと思っていたんですけども。

三ツ口委員

もう今、話しちゃいましたよね。

北図書館長

そうですね。

林委員長

とりあえずこの話を元に、今日また持ち帰っていただいて、もしね何か、いやちょっと今日はいいいんじゃないかって話でしたけど、今までの話全体的に踏まえて、何かアイデアとかあれ

ば出してもらっていいのかもしれないですね。

とりあえず現状、今日の段階においてはこのたたき台の、1番に関してはちょっとそれをベースにするっていう形でどうでしょうか。

全員

はい。

林委員長

修正等があれば、どんどん盛込む。若しくは、シンプルにするとか。

北図書館長

あと、私の方からのお願いなんですけど、多分、これをお見せする方々は、図書館などにまるで興味がない人だったり、ていうことが。利用していたとしても、図書館用語について全く興味がないに違いないっていう時に、課題解決型とか、プロジェクト創発型とか言われても何のこっちゃっていうふうな、感触は多分あるだろうと思うので、そこの辺りをもうちょっと、柔らかな分かりやすい言葉を皆さんでいろいろ考えて出していただけると、馴染みやすくなるかなあと。

林委員長

その一つ参考になるのが、例えば札幌図書情報館だと、ワーク、ライフ、アートに特化して「はたらくをらくにする」図書館で一言。みたいな、もちろん説明的な目的としてはいいとして、もうちょっと言い回し等も平たくできたらいいかもしれないですね。「はたらくをらくにする」ぐらいまでしなくてもいいかもしれないですけど、これちょっとやり過ぎ。そこまで言っちゃうとあれなんですけど。

北図書館長

もうちょっと優しく説明していただくような言葉を、皆さんで考えていただけたらなと思います。

林委員長

それは次回までに持ち寄る形でよろしいでしょうか。

宮本副委員長

なんか、最近僕が読んでる本、『つながる図書館』、読んでまして、猪谷千香さんっていう方が書かれたものなんですけど。これまさに日本全国の課題解決型図書館の取り組みを主に紹介してる本でして、非常にわかりやすく平易な文章で書かれてるので、よかったら読んでみていただくと課題解決型ってどんなことなんだみたいなことが、何かすごくわかるかなと。

あとは、欧米の事例で運営パートナーみたいな話もありましたけど、どうそこに市民が関わるのかとか、或いはその図書館の運営という指定管理みたいな話を全国で広まってるわけですけども、その指定管理のあり方についても、結構賛否両論あってですね、図書館については直営にすべきみたいな話もずっと言われてるわけですけど、その指定管理の何か課題であったりとか、逆に実は指定管理もこんな可能性があるんじゃないかみたいな。そこもなんかフラットにこう、指定管理というあり方もちょっと書かれたりして。2013年の本なので、ちょっと古いですけど、今の図書館が抱えてる課題とか或いは現状みたいなことが、わかりやすく書かれているので、もしよかったら読んでいただくと、今のさっきの宿題が反映しやすい

かなと思ってちょっとご紹介させていただきました。

北図書館長

続きまして、目的については、ちょっともう一度皆さんで精査していただいて、いろいろ考えていただくということで。

事業についてなんですけれども、何をやりたいのか。マルチメディアライブラリーで何をやりたいのかっていうことと、それをやっていると地域の皆さんにどんな良いことがあるのか、という視点で、こういうこととかああいうこととか、思いつくままに。この会は、自己制約をする必要はないので、思った通りのことを、ばりばり出していただいて、それを採用するしないというのは別にして、夢と希望を皆が皆、書くっていうふうに。こんなことがやれたらいいのとか、あんなことがやれたらいいのっていうことを、どんどん出してみるっていうふうにしていただいた方がいいかなと思います。

できれば具体的な感じで、こういう事業ああいう事業ってというのが、こういう事業をやってこんなメリットみたいな感じのように、いろいろ出していただけたら。できるわけないって思うようなことでも、言ってみないとわからないので、言ってみるっていうふうな感じで考えていただければと思います。

さっきちょっと言い忘れちゃったんですけど、全然また急に話がものすごい前に戻るんですが。

欧米とかのメイカースペースを作っている基本的なコンセプトとして、マシンがあったり、ゲーム機の貸出しとかあったりするんですけど、何でそんなにいろんなものがあるという基本的なコンセプトとしては、情報の格差を生まない、貧富の差による情報の格差を生まない、テレビゲームを持てる家と持てない家がある。持てない子はそのことについて何も知らないまま育ってしまう、ていうようなことがないように。ちょっと日本の図書館ではゲーム機を貸出すとかありえないと思うんですけど、コンセプトとしてはそういう感じ。

先ほど来紹介されているニューヨーク公共図書館も地区図書館って言われるところは、とある図書館は黒人の皆さんに奉仕するとか、あと英語が母語ではない人たちがたくさんいるから、ここは英語の教室をやってるみたいな形で。お金払って何でもできるっていう人たちじゃない人たちの分を図書館、公共として保障するっていう考え方ではあって、日本ではなかなかちょっと難しいところもあったりするんですけども、そういうところの視点も少し入れていただいて、社会的にもちょっと貧困問題になってたり、いろいろするわけなのでそういう視点もちょっと入れてお考えいただければと思います。

林委員長

ちなみにそれについてなんですけど、いつからかって話があってですね、今からなのか。例えばマルチメディアライブラリーっていうものの建物があったり、大きく言うと、例えば建物ができるできないとか、いくつかあると思うんですね。その辺の時間的なものと、結局、現状、例えば今の視聴覚ライブラリーっていう枠の中でっていうこととか。

北図書館長

中央区の再編計画の中に入るマルチメディアライブラリーっていうのは、マルチメディアライブラリーの拠点。ここが拠点です。そこでしかできないわけじゃなくて去年の、委員会の時もお話しましたがけれども、北図書館を拠点にしますけれども、子どもたちに向けた講座みたいなものは、別の図書館に私どもが出張して、やることもできなくはないんですけどっていうようなお話で、ちょっと近くの図書館からやってみましょうかっていうことで、来年度あたりは与野図書館でもちょっと何かやりたいっていうふうに考えているところですので、あんまりい

ろんなことを規制しないで、何しろやりたいことはみんな言うてみる。

その中からできそうなものは、早く早めに始めるし、拠点がなければできないようなものであれば、それはそっちができてからっていう感じでも、今のところは、ちょっと規制なしで、今回の1月末までにまとめていただくものに関しては、やりたいことみんな言うてみるっていう形で出してみてもいいんじゃないかなと思います。

宮本副委員長

そのことに関して言うと、とりあえず全部持ち寄るっていうか、すごくいいと思うんですけど。余りにも制限がなさ過ぎると考えられなくて。何でも言うてくださって言われて、言われるのが一番出しづらかったりするんですよ。

しかも、僕らって結局、所謂従来型の図書館に慣れてるので、図書館にどんな可能性があるのかって。実は話を聞くと、何かすごい夢がありそうだけど、そこで何ができるかっていうと大体イメージがすごく付きづらいついていうのは、何かあるなと思っていて。そういう意味では、僕、『未来をつくる図書館』をぜひ読んでいただくと、実は図書館にこんな可能性があるんだっていうことがあそこにはすごく具体的に書かれているので、アイデアが出しやすいかなとか。或いは、例えばこの『つながる図書館』の中にも、日本の中でもいろんなチャレンジをしている図書館のことが書いてあるので、さいたま市ではない図書館の活動みたいなことも書いてあるので、何かこういうところからちょっとヒント出ただけると、ちょっとそのアイデアなんかきっかけになるかなあとということをちょっと感じています。

あとは、要はロードマップを描く必要があって、マルチメディアライブラリーが実現するのは、今後5年後なのか10年後なのか、その先なのかが分からない中で、そこに至るまでのプロセスとして、どういうアクションを作っていくのかみたいなことは、多分段階的に考えていく必要があるのかなと思ってるので。

まずはその、アイデアを拡散させることは大事なんですけど、それを順番に並べていってまずできることから着手して、5年後はこんなことを着手しましょうからでき上がった時にはこんなことやりましょうみたいなことが何か描けるといいのかなあと、ちょっと感じました。

三ツ口委員

マルチメディアライブラリーっていうのは、教育長が冒頭で挨拶なさったように、教育委員会に紐づいてくるんですかね。

宮本副委員長

今はそう。

三ツ口委員

将来的な部分っていうのは、そこはどうなのかっていうのは、まだ議論されている、これから議論する。

例えば施設が12年、13年後ぐらいにできるとしたら、今の子どもたちが、例えば何かしらそのマルチメディア教育を、例えば今の4年生が受けますと、じゃあ10歳ですと。今後出た頃にちょうど社会人になります22歳、23歳です。そこは僕、大事なのかなと思ったんです、今できることっていうふうに行く。

このまさにキッズムービープロジェクトなんかまさにそう、そのきっかけになるし、そんな同様のもので、要はその学校教育の中と、マルチメディアライブラリーの機能の、やっていくロードマップと学校教育ってのセットで走らせていくってことがいいんじゃないかなって、ちょっと直感的なんですけどね、思ったんですよ。

だから施設ができることはその箱によるんで、予算にもよるんですけども。その学校教育の中にそのマルチメディア教育的なものを、総合的な学習の時間なのか、ないしはその生活科の時間社会科の時間なのかわからないんですけども、そういったものを例えば各学校とかで何か取組んでみてその学校ごとに発表する、みたいなことを例えばこういった今後の令和4年度以降の事業の中で例えば我々が提言してそれを教育の中に落とし込むみたいなことができるという意味があるなと思っていて。それを例えば、多感な時期、小学校4年生、5年生、6年生、中学年から高学年ぐらいでその経験をしている子たちが、その後高校、大学に行った時に、逆に運営サイドに戻ってくるっていう可能性があって。それに、そうすることによって何かその人材、つまりそのやっぱり施設ができてそれじゃ、運用する人材とか、そのサポーターみたいな方、そっからゼロベースでスタートするってめっちゃ大変だと思うんで、そうすると教育とセットで考えた方がいいんじゃないかなってのはもうちょっと今思ったわけですよ。

それができるのかどうか、最初そこ外してってことであれば、できるのか知らんけど、それがいいんじゃないですかって言うのは、ちょっと思いますね。

宮本副委員長

でも、そこはですね教育委員会だからこそ、学校教育と生涯教育の垣根を越えてやってみましょうっていうことは、本来できる。

三ツ口委員

僕が確認したかったのは、冒頭のそこなんですよ。今、教育委員会に紐づいてるんだっただけじゃないのかなと。

林委員長

基本的にはもう紐づいてる前提ですよ。逆に、それは市長部局の地域づくりともうちょっと深くそこも入って欲しいみたいなことはあるかもしれないですけど。基本は教育委員会ベースのつもりで。

三ツ口委員

それなら、ね、ありなのかなとちょっと感じたところですね。

宮本副委員長

全然、提言としてありだと思います。そういう理由ですね、全学校でできるとは思わないんですけど、それをそれぞれ中央区の中の学校でやってみるとかっていうのは、モデル的になっていうのは十分ありうるかもしれない。実際キッズムービープロジェクトも、市内の中学生とかに参加していただいていたので。

三ツ口委員

そうですね。なんかそういうモデル事業みたいな形になれば。まあ、分かんないですけどもね、やっぱスーパーサイエンススクールとかで指定された学校があるように、同じように、マルチメディアライブラリー先進指定校みたいなのがあってもいいと思うんですけどね。

林委員長

非常に面白いですね。ただ、どうしても子どもになりがちなのをやっぱ大人、大人をそこでバリバリできるそういうものを利用できる人がいないと大体、先細りしちゃうんで。

結構まちづくりとかも子どもに託すみたいじゃなくてやっぱり、まず大人からでしょ、みた

いなともあるので、そこの事業で、やっぱこう仕組みと人だと思うんですよ。そういう意味ではすごく三ツロさんの意見が非常に面白いとっていて。確実にそのサポーターが増えていく。逆に講師として入ってもらおうとか、いうことにも繋がりますし。あとはもう一つその建物云々じゃなくても、一番実は大事なのはこれを専任できるチームだと僕は思ってまして。チーム及び仕組みなんですよ。

一つは、先ほどの学校教育の中にもそこを入れるっていう、もう一つこれ仕組みだと思えますし、あとはその公民館の地域プロジェクトっていう仕組みの中とかですね。なんか、その時に、あとはもう一つはやっぱ人っていうのはどうしても片手間じゃなくできる専任の、やっぱマルチメディア担当の人ができないことにはどうしても前には進まないなっていう部分もあって。その専任プラス、先ほど言ったやっぱ専門家たちですよ。一番はそういうものはどうしても必ず、先ほどニューヨークの専門司書がどの分野でも全部専門司書がいるみたいな話しましたが、そこは相当メリットあると思いますし、今でもさいたま市のなんか人材バンクみたいなことあるかもしれないんですけど、非常にあんま活用されてるようにも思えないところがありまして。マルチメディアライブラリーというものを実現する時に必要な、まさにこのプロフェッショナル、専門家、みたいなものが、建物ができる前からすごくそこを通じて何か情報知見を得たり、その専任たちとともに何か講座ができたりみたいなことは、やっぱ一つできるのかな。まあちょっと、僕の中では思います。そこができないことには、結局、何もできないっていうか。

宮本副委員長

だからそういう意味では、その専門人材、専任人材とか、専任スタッフっていうと、例えば中央区再編事業そのものも、これもものすごい大きな事業、しかも長期間にわたる事業なんですけど、今は、そのまちづくり総務課っていうところが所管をしてるんですね。

ただ、絶対持て余すというか、やりきれないんですよ。そこが来ても他の事業を兼務しながらやってる状況なので。だから、いずれは多分専門部署みたいなものが、多分、中央区公共施設再編事業室とかみたいなものが多分、いずれはできて、そこはもう本当にこれだけやる、これだけのために、日々業務をするっていう、多分体制としてなるとするならば、このマルチメディアライブラリーについても、本当に新しい図書館公民館を作るプロジェクトなんで、それこそ何を言ってもいいという話なので、それこそ教育委員会の中にそういった専門部署、やはり、専任の人員をちゃんとそこに配置をしてちゃんと描いたロードマップに即した活動を日々やっていく。人をどっかのタイミングでやっぱ入れるっていうことが、必要になってくるのかなっていうふうに思うんですよ。

そこには当然、職員としてのそういう専任スタッフだけじゃなくて、そこにも例えば公民連携みたいな形で民間の人材もそこに何かジョイントしていくとか、一緒に何かパートナーシップ組んでいくとか、場合によっては企業がそこに参画するみたいな、ひょっとしたらあるかもしれませんが。なんかそういうところも含めて、何か描く必要あるかなというふうに思います。はい。

林委員長

だから例えばそういう時にこう、市長のマニフェストでデジタルタウン構想の一部をマルチメディアライブラリーに直してもらおうとあったところで、そこに人と、例えば予算取って、ものを一分野勝ち取るみたいなことも、そこで建物ができる前から、活動していく専任で動いていけるということもできたらと、ちょっと思ってます。

宮本副委員長

そうですね。やっぱり例えばこの決められた、マルチメディアライブラリーは今視聴覚ライブラリーに紐づいてるので、北図書館さんがやっていますけど、やっぱり当然リソース不足というか、どうしても他の日々の業務の中で、この視聴覚ライブラリー手がけてるっていうことになってるので、やっぱり、ただそれでは手に負えなくなる時が、多分いずれ来る。様々コロナ禍でいろんな事業の提案をして、それもいろいろやっていこうみたいになれば、当然北図書館だけでやり切れないっていう状況は、近いうちそうなるっていうのが目に見えてる状況なので、やっぱりどっかのタイミングでちゃんとそこには人を手当するっていうことを、何か、そこはぜひ提言してもいいんじゃないかなっていうのは思っています。

林委員長

三島委員はどうか。

三島委員

急展開なんで。ちょっとびっくりしてるんですね。

林委員長

とりあえず今回1回目で出せるだけ出すものは出して、2回目にそれを踏まえて、それぞれ思うところとか整理してもらって出してもらって、3回目で、それをまとめたものを最終的にチェックするのがいい形じゃないですかね。

北図書館長

それでは、次回の運営委員会の日程調整を行いたいと思います。

(各委員、話し合い)

北図書館長

12月16日16時から18時まではご予約いかがでしょうか。

各委員

はい。

北図書館長

今回、討議した内容を踏まえて12月12日までに事業案を事務局にお送り下さい。委員の意見を事務局でまとめ、次回会議でさらに内容の検討をお願いします。また、本日の会議内容については「未来の図書館・公民館をつくる検討会議」にも報告させていただきます。

その他に、ご質問はございますか。

全員

質問なし。

北図書館長

事務局から本日の議題のほか何かありますか。

事務局

特にありません。

北図書館長

では、これで令和3年度第2回の運営委員会を終了いたします。
本日はありがとうございました。